

第4章 計画の推進に向けて

本計画に基づき、目標とする男女共同参画社会の実現に向け、3つの施策分野にわたる広範な取組を着実に推進し成果をあげていくため、計画推進に向けた体制やしくみを以下のとおり設けます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため設置した「大阪市男女共同参画推進本部」及び、女性の活躍促進の取組み等について統括する「大阪市女性の活躍促進統括本部」を活用し、関係する部局の連携のもと施策の効果的な推進を図ります。

(2) 男女共同参画審議会

「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき男女共同参画施策について調査審議するため設置した「大阪市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策のより効果的な展開に活かしていきます。

(3) 関係機関・団体等との連携強化

本計画に掲げた施策の推進にあたり大阪市の取組みだけでは限界があることから、関係行政機関、経済団体、地域団体等と相互に連携・協働を進め女性活躍の環境づくりを全体として加速していくため設置した「大阪女性きらめき応援会議」を活用するなど、関係機関・団体等との連携による一体的な取組みを強化・推進していきます。

2 拠点施設の活用

- ・市内5ヵ所に設置された男女共同参画センターは、地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点としての役割を果たし、なかでも中央館は他の館を支援する基幹的機能を有する館としての機能も担い、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループの自主的活動の場の提供、相談、調査研究等さまざまな事業を効果的・効率的に実施していきます。
- ・また、男女共同参画センターは、男女共同参画の視点から地域の防災・減災の推進にも寄与できるよう取り組みます。

3 計画の進捗管理・PDCAの推進

- ・計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとにPDCAサイクルを推進します。
具体的には、各施策分野に掲げた具体的取組に関する事業について、毎年度、事業内容（Plan）や実施状況（Do）を確認し、計画の実施状況や各指標の達成状況、改善に向けた課題等についてとりまとめます。その内容については、「大阪市男女共同参画審議会」において、男女共同参画施策の推進の観点から、外部の視点による検証・評価を行うとともに、計画の実施状況及び外部評価の結果は市民にわかりやすく公表します。（Check）また、外部評価の結果は事業を所管する所属にフィードバックし、その後の事業の改善・実施につなげます。（Action）
- ・計画最終年度の令和7年度には、5年間の取組みによる計画の進捗について総括的に点検・評価を行います。
- ・また、今後の外部環境の変化にも柔軟に対応していくことが必要であり、計画の実施状況もふまえて、必要に応じ、計画内容の見直しや改訂を行っていくようにします。